

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2012年5月21日

【会社名】 ハリマ化成株式会社

【英訳名】 H A R I M A C H E M I C A L S , I N C .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長谷川吉弘

【本店の所在の場所】 兵庫県加古川市野口町水足671番地の4

【電話番号】 (0 6) 6 2 0 1 - 2 4 6 1 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 金城照夫

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区今橋4丁目4番7号

【電話番号】 (0 6) 6 2 0 1 - 2 4 6 1 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 金城照夫

【縦覧に供する場所】 ハリマ化成株式会社大阪本社
(大阪市中央区今橋4丁目4番7号)
ハリマ化成株式会社東京本社
(東京都中央区日本橋3丁目8番4号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1 【提出理由】

当社は、2012年5月21日開催の取締役会において、2012年10月1日（予定）をもって会社分割を行い持株会社制へ移行することを決定いたしました。これに伴い、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

（1）当該新設分割の目的

昨年度のローター社設立により、当社グループの売上高規模は2012年3月期で715億円となり、2011年3月期比で1.72倍へ拡大しております。特に、連単倍率については2.26となり、グループ会社の売上・収益貢献の比率が増しております。

さらに、今後の事業展開を展望すると、樹脂・化成品以外の事業分野拡大や、さらなるグローバル対応などが必要となり、その手段としてM&Aや現地法人設立などの実施によりグループ会社の増加や再編が想定されております。

このように、グループ企業規模、およびグループ企業数が拡大する一方、現在のグループ経営については、従来どおりハリマ化成本体の組織で対応しており、内容およびリソース面からも見直しすべき時期に来ております。

特に、グループ全体最適を見据えたグローバルな戦略策定が急務であるため、純粋持株会社による戦略を踏まえたグループ企業管理、資金・人材の適正配分を図ることが必要と考え、今回の会社分割による持株会社制への移行を決定いたしました。また、ガバナンスの推進と中立な観点での事業評価を実施してまいります。

また、これに伴い、当社は商号を「ハリマ化成グループ株式会社」と変更し、当社の事業を分割して、新設する「ハリマ化成株式会社」へ承継させるものであります。

（2）当該新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容その他の新設分割計画の内容

新設分割の方法

当社を分割会社とし、当社は「ハリマ化成グループ株式会社」へ商号変更するとともに、新設する「ハリマ化成株式会社」を承継会社とする分社型新設分割であります。

新設分割に係る割当ての内容

新設する「ハリマ化成株式会社」は、当社に対し普通株式170,000株を発行し、その全てを当社に割り当てます。

その他の新設分割計画の内容

当社が2012年5月21日の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、「新設分割計画書」のとおりであります。

（3）新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本新設分割は当社が単独で行う新設分割であり、割り当てられる株式数によって当社と新設分割設立会社との間の実質的な権利義務関係に差異が生じないことから、割り当てられる株式数を任意に定めることができると認められるため、第三者機関による算定は実施せず、完全子会社となる新設分割設立会社株式の効率的な管理及び新設分割設立会社の資本金の額等を考慮し、決定いたしました。

（4）当該新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 ハリマ化成株式会社

本店の所在地 兵庫県加古川市野口町水足671番地の4

代表者の氏名 代表取締役社長 長谷川 吉弘

資本金の額 5,000,000千円

純資産の額 8,500,000千円

総資産の額 未定

事業の内容 樹脂化成品事業、製紙用薬品事業及び電子材料事業

(5) 新設分割計画は次のとおりであります。

新設会社分割計画書

ハリマ化成株式会社（本店 兵庫県加古川市野口町水足671番地の4。以下、「当社」という。）は、その経営する事業のうち、樹脂化成品事業、製紙用薬品事業及び電子材料事業（以下、「本件事業」という。）に関する権利義務を、分割により設立するハリマ化成株式会社（本店 兵庫県加古川市野口町水足671番地の4。以下、「新設会社」という。）に承継させるために新設分割（以下、「本件分割」という。）を行うものとし、その新設分割計画（以下、「本計画」という。）の内容を以下のとおり定めるものとする。

（新設会社の定款で定める事項等）

第 1 条 新設会社の目的、商号及び発行可能株式総数並びにその他新設会社の定款で定める事項は、別紙「ハリマ化成株式会社定款」記載のとおりとし、本店の所在地は下記のとおりとする。

本 店 兵庫県加古川市野口町水足671番地の4

（新設会社が本件分割により当社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

第 2 条 新設会社は、本件分割に際し、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおり資産、債務、雇用契約その他の権利義務を当社より承継する。

2 本件分割により当社から新設会社へ移転する権利義務から生じる債務については、その一切を当社が重疊的債務引受を行い連帯して負担するものとする。

（新設会社が本件分割に際して交付する株式）

第 3 条 新設会社は、本件分割に際して普通株式170,000株を発行し、その全てを前条に定める権利義務の対価として当社に交付する。

（新設会社の資本金及び準備金等の額に関する事項）

第 4 条 新設会社の設立の際における資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

（ 1 ） 資 本 金 金50億円

（ 2 ） 資本準備金 金35億円

（ 3 ） その他資本剰余金 会社計算規則第49条第 1 項に規定する株主資本等変動額から上記（ 1 ）及び（ 2 ）の額を減じて得た額

（ 4 ） 利益準備金 金 0 円

（ 5 ） その他利益剰余金 金 0 円

（効力発生日）

第 5 条 新設会社の設立の登記をすべき日（以下、「効力発生日」という。）は、2012年10月 1 日とする。ただし手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、これを変更することができる。

（本計画承認総会）

第 6 条 当社は、効力発生日の前日までに株主総会を招集し、本計画の承認及び本件分割に必要な事項の決議を求める。

(新設会社の設立時取締役、設立時代表取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人)

第7条 新設会社の設立時取締役、設立時代表取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人は次のとおりとする。

設立時取締役 長谷川 吉 弘
設立時取締役 河 野 政 直
設立時取締役 稲 葉 正 志
設立時取締役 岩 佐 哲
設立時取締役 松 葉 頼 重
設立時取締役 水 谷 安 裕
設立時取締役 清 野 光 則
設立時取締役 土 田 史 明
設立時代表取締役 長谷川 吉 弘
設立時監査役 田 中 饒一良
設立時会計監査人 有限責任監査法人トーマツ

(競業禁止義務)

第8条 当社は、本件分割の効力発生後においても、会社法第21条第1項に定める競業禁止義務を負わないものとする。

(本件分割条件の変更)

第9条 本計画承認の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産状態もしくは、経営状態に重要な変動を生じたときは、当社は本件分割条件を変更し、または本件分割を中止することができる。

(本計画以外の事項)

第10条 本計画に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定することができる。

2012年5月21日

兵庫県加古川市野口町水足671番地の4
ハリマ化成株式会社
代表取締役社長 長谷川吉弘 印
以上